

平成 2 2 年度

**食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会**

第 1 回 議事録

農村振興局

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

農林水産省

目 次

1 開 会	...	p 1
2 議 事		
(1) 検討事項について	...	p 2
(2) 土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水（水田）」の改定について	...	p 3
(3) 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」の策定について	...	p 6
(4) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について		
総論・土木構造物	...	p 9
施設機械設備	...	p13
(5) 農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックの策定について	...	p15
(6) その他		
国際かんがい排水委員会（ICID）等の国際会議における活動方向 について	...	p20
新たな「食料・農業・農村基本計画」について	...	p23
「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更について	...	p25
3 . 閉 会	...	p27

開 会

○田中計画調整室長

時間になりましたので始めさせて頂きたいと思います。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましてはご出席頂きましてありがとうございます。

ただいまから、平成22年度第1回農業農村振興整備部会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、吉村農村振興局長よりご挨拶申し上げます。

○吉村農村振興局長

おはようございます。農村振興局長の吉村でございます。

平成22年度第1回農業農村振興整備部会が開催されるに当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から農村振興、農業農村整備につきましてご支援を頂き、またご助言を頂いていることについて、心から御礼申し上げます。

また、諸般の事情により、本部会を昨年度内に開催することができず、年度初めのお忙しい時期の開催になりましたことにつきまして、お詫びを申し上げますとともに、ご参集頂きましたことについて重ねて御礼を申し上げます。

皆様方もご案内のとおり、昨年度末の3月30日に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。本部会には、食料・農業・農村政策審議会の本委員の方にも参加を頂いており、内容については、多くの委員の方もご存じかと思えます。

新たな基本計画では、大臣談話にもありますように、「農業・農村の繁栄なくして、国家の繁栄なし」という考え方のもとに、農地の減少、あるいは農業者の高齢化、農村の疲弊といった厳しい状況を打開して、「食」と「地域」の再生を図るための道しるべとして策定されたものです。

基本計画におきましては、意欲ある農業者の創意工夫を引き出して、農業・農村の秘める力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて明るい展望を持つことができるように、戸別所得補償制度の導入、それから消費者の求める「品質」と「安全・安心」といったニーズにかなった生産体制への転換、農業・農村の6次産業化による活力ある農山漁村の再生を基本に、各般の施策を一体的に進めることにしています。

一方、農業農村整備事業ですが、平成22年度予算では、農業関係予算の大転換が図られる中で、対前年度比37%という厳しい削減になったわけです。しかし、農業生産力の強化、あるいは農村振興のために、農業生産の基本的要素である農地、それから農業用水、農村環境を健全に保管理していくことは不可欠であると考えています。

新たな基本計画におきましても、基幹的水利施設の戦略的な保管理、食料自給率の向上等に資する農業生産基盤の推進等を位置づけたところです。

平成22年度の農業農村整備予算は2,129億円で、これに併せて農山漁村地域の総合的な整備を支援する新たな交付金1,500億円が措置されたところです。これらを有効に使って、今後とも農業水利施設の更新、農地の排水対策等を推進していきたいと考えています。

本日は、農業農村振興整備部会の技術小委員会におきまして、昨年度議論を頂き取りまとめて頂いた「土地改良事業計画設計基準・計画『農業用水（水田）』」、「農業水利施設の機能保全の手引き『開水路』・『頭首工』」、さらに「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブック」について、ご議論頂きたいと考えています。

また、来月には農振法に基づく、「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更について、諮問をさせて頂きたいと考えていますので、その点についても現在の状況をご説明させて頂ければと考えています。

委員の皆様におかれましては、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中計画調整室長

本日の委員の出欠でございますけれども、4名の委員が欠席でございます。

岩崎美紀子委員、植田和弘委員、小西砂千夫委員、橋本博之委員におかれましては、所用によりご欠席とご連絡を頂いております。

それでは、議事に先立ちまして、ここで事務局の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶いたしました吉村農村局長でございます。

坂本農村計画課長でございます。

小林中山間地域振興課長でございます。

仲家都市農村交流課長でございます。

近藤農村環境課長でございます。

長谷川土地改良企画課長でございます。

島田水資源課長でございます。

黒田防災課長でございます。

坂井農村整備官でございます。

内藤海外土地改良技術室長でございます。

瀧戸施設保全管理室長でございます。

最後に、事務局を務めさせていただいております計画調整室長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、林部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 事

(1) 検討事項について

○林部会長

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事の1番目は、「検討事項について」でございますが、これについて事務局よりご説明をお願いします。

○田中計画調整室長

それでは、お手元の資料1—平成22年度第1回農業農村振興整備部会検討事項についてということで、今回の検討事項等について簡単に全体概要をご説明させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会の議事規則第9条では、部会長は特定の事項を小委員会に付託し、調査審議させることができるとされております。通例であれば事前に本部会で技術小委員会への付託事項をお諮りした上で、技術小委員会に調査審議事項を付託しております。しかし、昨年度は、先ほど局長挨拶にもありましたが、部会を開催することができなかったため、調査審議事項について、林部会長にお諮りをして技術小委員会に付託させていただいております。

今年度については、大きく3つございまして、1番目が「土地改良事業計画設計基準・計画『農業用水（水田）』の改定について」ということで、農業水利施設の老朽化の進行を踏まえた機能保全対策や更新等にかかわる調査・計画の充実、環境との調和への配慮にかかわる調査・計画の充実についてご審議頂くということです。

2番目の「農業水利施設の機能保全の手引き」については、特に「開水路」及び「頭首

工」の機能保全を円滑に実施するための手法や診断の手順、手法などについてご審議頂くものです。

3番目が、「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックについて」ということで、広域的な農村環境の保全に向けた構想づくりに必要なプロセス、手法について取りまとめましたので、その内容について検討を頂くということです。

以上が、今年度の検討事項でございます。よろしくお願いいたします。

○林部会長

ただいまのご説明で何かご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(2) 土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水(水田)」の改定について

○林部会長

それでは、2番目の議事といたしましては、「土地改良事業計画設計基準・計画『農業用水(水田)』の改定について」であります。

本件につきましては、昨年3月24日付で農林水産大臣より食料・農業・農村政策審議会長に諮問を頂きました。その後、平成21年度に三野委員を委員長といたしまして、技術小委員会で調査審議を頂いたところでございます。

それでは、事務局から技術小委員会での調査審議の結果を報告して頂いた後、農林水産大臣への答申につきまして、お諮りしたいと思います。

それでは、事務局よりご説明頂きたいと思っております。

○近藤農村環境課長

それでは、土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水(水田)」の改定でございますけれども、お手元の資料2-1、2-2、2-3、2-4、のうち、特に2-1と2-2によりご説明させて頂きたいと思っております。

まず、改定の概要ですが、資料2-1の1ページのとおり、計画基準の位置付けは、土地改良事業の適正かつ円滑な事業の実施のために、土地改良法の規定等を補完するものです。計画基準は、「農業用水(水田)」「農業用水(畑)」等々の事業工種ごとに定めており、内容は、総論・調査・計画の3つから構成されています。

これまでの検討の経緯ですが、2ページに記載のとおり、計画基準は工種ごとに順次改定をしています。

その中で、「農業用水(水田)」につきましては、平成5年に改定しており、既にかかなりの年月が経っていること、それからこの間にいろいろな情勢変化、例えば既存施設の機能保全対策や更新等が必要になってきていること、あるいは環境との調和への配慮が必要になってきていること等々があり、現行基準の内容を改定し充実させていきたいということです。

検討につきましては、有識者で構成した委員会等でご意見を頂くとともに、事業計画作成事務担当者の意見を聞きながら策定して参りました。昨年3月に本部会に諮問させて頂き、その後、更に検討を重ねまして、今年の2月、3月に技術小委員会で頂いた意見、それからパブリックコメントを実施して、本案をご提示させて頂いております。

3ページ以降に、今回の主な改定内容を記載しておりますが、その一つが、既存施設の機能保全対策と更新です。グラフを見て頂くとわかりますように、「農業用水(水田)」関係では、国営かんがい排水事業等で見ると、既に9割近くが更新事業になっている状況です。

局長の挨拶にありましたが、新たな「食料・農業・農村基本計画」においても、国民の食料を支える基幹的水利施設の戦略的な保全管理を謳っており、これを踏まえ基準の内容を拡充していくということです。

その概要ですが、3ページの右側に記載しているとおり、まず総論において、基準等の基

本的な考え方に、ライフサイクルコストの低減等を位置付けて、調査において、機能診断を行うことによって、補修・補強、更新等が必要な施設の明確化、あるいは長期的な機能保全に係る計画の検証を行っていくことを記載しています。それらを踏まえ、計画において、「基準及び運用の解説」に、ライフサイクルコストを低減する観点から、整備対象範囲や整備水準を設定して、補修・補強、更新等の選択的な対策の実施を検討するということを書き込んでいきたいと思っています。

それから、主な改正の2点目は、環境との調和への配慮です。

これにつきましては、平成13年の土地改良法の改正で、環境との調和への配慮が規定されていることを踏まえて計画基準の拡充をしていきたいということです。総論において、本格的考え方に環境との調和への配慮を書き込んでいくということと、調査において、環境に関する調査の実施を追記するとともに、計画において、環境との調和への配慮に係る具体的な対策を検討するということを位置付けていきたいと思っています。

この他、計画につきましては、その時々々の科学技術の動向等を踏まえて新たな技術等を取り入れていくこととしており、5ページに記載しているとおり、新たな技術の導入ということも検討しています。

具体的には、効率的な機能保全対策や更新等に資する新たな機能診断調査方法ということで、左下に書いてありますようなレーザー等を活用した水路トンネルの壁面計測という技術を「技術書」に記載したいと思います。また、維持管理の節減等に資する小水力発電の事例というものも記載していきたいと思っています。

なお、計画基準については、利用者の適正な活用に向けてということで、平成6年のかんがい排水審議会技術部会での議論を踏まえ、6ページの体系イメージにあるとおり、「基準となる事項」を「基準」と「基準の運用」、「参考となる事項」を「基準及び運用の解説」と「技術書」に体系を整理しているところです。「農業用水（水田）」の事業工種についても、今回の改定で体系を整理することとしています。

本部会のご了解を得られれば、改定基準の通知に併せて、「基準の運用」、「基準及び運用の解説」を通知したいと考えています。改定内容につきましては、農林水産省のホームページに掲載することをはじめとして、地方農政局等で開催されます事業計画作成担当者会議等々において説明して周知を図っていきたいと考えています。

以上が概要です。

では、具体的にどのようなことを改定するのかということで、資料2 - 2に主要改定内容を整理しています。

時間の関係もありますので、簡潔にご説明させて頂きたいと思います。

1ページの総論における改定内容から始まっています。本部会での審議対象は、「基準」のみですが、それと一体となる「基準の運用」、「基準及び運用の解説」も併せてご説明したほうがわかりやすいと思いますので、本資料ではそのような形で整理しています。

2ページ以降の表ですが、今回の改定における主な追加箇所は下線で明記しています。先ほどご説明しました主な改定事項であります「補修・補強、更新等」に関する記述は青字、「環境配慮」に関する記述は緑字で表記しています。

まず「総論」における改定内容ですが、3ページをご覧ください。先ほど説明した内容と重複しますが、「基準」の「1.2基本的考え方」の中で、「施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等についての検討を行う」とことと、2点目として「環境との調和に配慮しつつ、農業・農村が有する多面的な機能の発揮にも留意する」ことを記載しています。

「基準の運用」においても、機能保全対策や更新等に関して、「施設の有効利用と長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を図るための検討」を行い、環境の配慮に関しては、「地域の生活環境や自然環境等の調和に配慮し、農業生産性の向上等のみならず、農業・農村が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を有するものとする」ということを明記しています。

さらに、「基準及び運用の解説」においては、抜粋ですが、既存施設の機能保全と更新に関しては、先ほどから申し上げていますライフサイクルコストの低減について、「ストックマネジメントの技術を活用して行っていく」ということを明記するとともに、環境との調和への配慮に関しては、「可能な限り環境への負荷を回避・低減する」ということと、「豊かな生態系や良好な農村環境等を形成する」というようなことも明記しています。

次は「調査」における改定内容ですが、5ページ以降をご覧ください。

具体的には7ページからですが、「調査」では、「総論」での機能保全対策や更新、環境配慮の位置付けを踏まえ、「基準の運用」の「2.2概査」において、「生態系や景観等の環境に関する状況」について把握し、「環境との調和への配慮に係る施策の概要」についても把握するよう明記しています。

それから、8ページ以降の「基準及び運用の解説」の「2.3精査」において、機能保全対策や更新に関しては、各調査項目の内容を充実していくとともに、9ページの施設機能調査の項目で、補修・補強、更新等が必要な施設の明確化及び長期的な機能保全にかかわる計画の検証のため、「機能診断調査を的確に実施する」ということと明記しています。

それから、最後に「計画」における改定内容ですが、10ページ以降をご覧ください。

具体的には12ページ以降に整理しておりまして、「3.2基本構想」において、「環境との調和への配慮事項を概定する」ということ、13ページの「3.3基本計画」においても、「環境との調和への配慮に係る計画を策定する」ということを「基準」で位置付けております。

施設の有効利用と長寿命化を図った適切な事業計画のあり方については、12ページの「基準の運用」の中に明記しています。また、「基準及び運用の解説」の中でも更新の関係、あるいは環境との関係について詳細に記載しています。

また、18ページの「3.4施設計画」においては、更新及び環境関係の方針を適切に反映することが重要となります。同ページの「3.4施設計画」の「基準」において、「施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等についての検討」ということを位置付けています。「基準及び運用の解説」において、「個々の施設、又は水利システム全体の機能診断結果に基づいて、整備対象範囲や整備水準を設定し、補修・補強、更新等の選択的な対策の実施を検討する」ということを記載しています。

また、併せて「再生可能エネルギーである農業用水を活用した小水力発電は、維持管理費軽減等に貢献するものであることから、その導入の可能性について検討する」ということも記載しています。

以上、今回の主な改定内容です。

今回の部会の審議対象である、「基準」のみを記載したものが、資料2 - 3です。第1章の「総論」では、「目的」及び「基本的考え方」、第2章の「調査」では、「基本的考え方」、「概査」及び「精査」、それから第3章の「計画」では、「事業計画の作成の手順」、「基本構想」、「基本計画」、「施設計画」、「管理運営計画」及び「事業計画の評価」という構成になっています。

なお、先ほど資料2 - 2で説明した「基準の運用」、それから「基準及び運用の解説」を含めて整理したものが、資料2 - 4となります。対外的には、この形式で示していくということを想定しています。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○林部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明頂いた内容について、ご自由にご発言頂きたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。三野委員、何かございますか。

○三野臨時委員

特にございません。

○林部会長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。福澤委員、どうぞ。

○福澤臨時委員

第一線の現場で、この基準を活用する立場から感想を述べさせていただきますと、非常に中身が技術的にも充実されているというように思います。

そして、とりわけ環境保護につきましては、これまでから環境配慮ということはあったと思いますが、かんがい用水の計画となりますと、どうしても水生動植物の保全といった生態系の部分にどうしても目が行きやすくなります。今回の改定に当たり、広くこの地域における特殊な環境だとか、地域特性を踏まえた環境にまで多面的に目を向けるということからいけば、現場に立つ者としては、非常にやりやすくなった、イメージしやすくなったという印象を受けています。活用にあたってスムーズに進むのではないかという思いを持っています。

○林部会長

ありがとうございました。

お褒めの言葉を頂きました。

ほかの委員の方々、何かご質問でもご意見でも結構ですので、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日事務局よりご説明頂きました土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水（水田）」の改定につきましては、資料2 - 3の基準（案）になりますが、この案のとおり農林水産大臣に答申する運びとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林部会長

ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、そのようにさせていただきます。

（3）農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」の策定について

○林部会長

続きまして、3番目の議事といたしまして、「農業水利施設の機能保全の手引き『開水路』の策定について」でございます。

同じく事務局より説明を頂きます。

○瀧戸施設保全管理室長

それでは、農業水利施設の機能保全の手引きにつきまして、施設保全管理室の瀧戸のほうからご説明をさせていただきます。

資料は3 - 1、3 - 2、3 - 3でございます。

まず、農業水利施設の機能保全の手引きをつくることになった経緯等につきまして、少し簡単にご説明をさせていただきます。

1ページですが、現在いわゆる農業水利施設は、戦後営々と造ってきたものが、相当なストックになっておりまして、全体で約25兆円、また受益面積が100haを超えるものだけでも14兆円と膨大な資産価値になっています。2ページをご覧頂きますとわかりますように、これらの施設は、相当老朽化を迎えてきている状況にあります。

これらの施設を一気に新しいものに造り変えていくということは、さまざまな事情、特に財政の事情等から非常に困難な状況になっていまして、今ある施設をうまく補修しながら、長持ちをさせていくという方向に切りかえていかなければいけないという状況です。ストックマネジメントという考え方を導入しようとしているわけですが、導入するに当たって、特に機能診断の部分について、必要な手引きをまとめさせて頂いているということです。

3ページをご覧ください。昔であればずっと使っていて、左側の青いグラフのようにだんだん機能が衰えてきて、完全に使えなくなってしまうたら全く新しいものをつくり直すという考え方でした。一方、予防保全対策、ストックマネジメントの考え方は、新しく赤いグラフのように、少し機能が衰えてきたところで、補修・補強をして、またもとの状態に近づけたところで長持ちをさせながら使っていくという考え方です。

4ページに進みまして、平面的に見れば、左のように少しは使える施設もあったかもしれない施設も、全部新しく造り変えたということ、全体を見ながら機能診断をして、本当に駄目なところは新しく造り変え、多少使えるところはちょっと補強して使う、まだ新品同様に大丈夫な箇所は、様子を見ながらそのまま使うという形で、きめ細かく運用していこうという考え方です。

少し飛んで6ページに入りまして、ストックマネジメントの考え方は、まず日常の管理をきちんと行って、その中でいろいろな記録を取っていき、必要な時期に機能診断を実施するというので、その機能診断の状況によって必要があれば補修する、必要があれば見守るといった計画を立て、その計画に従って必要な工事等を実施していくというものです。この考え方は、PDCAサイクルのようなものです。

この中で、特に機能診断をどのように実施していくかという点がポイントになっています。7ページのとおり、平成18年度に基本的な考え方を整理した農業水利施設の機能保全の手引きを策定したところであり、以前本部会にお諮りしたところです。しかし、農業水利施設システムは、非常にいろいろな施設があり、全部を大きくくりで実施していくことは難しいということで、工種ごとに実施方法を検討していくという作業に取りかかっているところです。

最後の9ページをご覧ください。昨年、農業水利施設のうち、パイプラインにつきまして手引きを策定したところです。今回、開水路と頭首工、河川から水をとる部分の頭首工のゲート部分の手引きについて、お諮りをさせて頂ければと考えているところです。また来年度以降は、ポンプ場について、同様な手引きを策定したいと考えています。

本日、お諮りさせて頂きます開水路及び頭首工は、平成22年2月、3月に技術小委員会での審議を頂き、また3月1日から12日までパブリックコメントをさせて頂き、必要な修正をした上で、整理させて頂いたところです。

それでは、開水路編を資料3-2で説明させて頂きたいと思えます。

1ページをご覧ください。開水路につきましても、特に昭和30年代後半に相当整備をしてきましたが、造ってから40年を経過したことから、相当古くなって、更新等も必要になってきている状況があります。

開水路につきましては、2ページを見て頂きますとわかりますように、用水路、排水路両方でそれぞれ特徴的にいろいろな材料とか工法で造られているという状況があります。

少し説明を飛ばさせて頂いて、機能保全の実際の中身はどのようなものかということで、8ページをご覧頂きたいと思えますが、用水路の機能保全の基本的な考え方を代表的なものをかいつまんで説明させて頂きたいと思えます。なお、手引き本文につきましては、資料3-3になります。

開水路は、用水路、排水路に分類され、さらに水路の形式ごとにいろいろな種類があります。水路の形式ごとに古くなってきた場合の壊れ方、変形、変状の仕方に特徴的なものがありますので、それぞれに分けて整理をするという考え方をしています。

開水路、擁壁型水路、ライニング水路、それから全くのライニングなしの水路に分け、また擁壁型水路の中でもフリーム水路とかコンクリート擁壁水路、矢板型水路といったように、ライニング水路についても、ライニングしている素材によってセメント、アスファルト、

土といったような形で分けさせて頂いているところです。

それから、次の9ページをご覧下さい。開水路の機能保全を考える上で、機能がどれだけ劣化しているかどうかというのを判断する手法が必要です。開水路にかかわらず、コンクリートの構造物は一般的に同じ考え方になります。例えば農業用の水利施設は、もともと水がどのように送れるのかとか、どういうふうに水を取水できるのかといったことが機能の一番のポイントですが、それ機能自体を簡単に推しはかるのは非常に難しいので、それらの機能を下支えするところの構造機能、つまり施設を形づくっている本体そのものがどのような壊れ方をしているのかを見て判断をするという考え方をしています。

10ページに入りまして、機能保全の機能診断の基本的な考え方は事前調査を実施し、それに基づき現地踏査（概査）、それから現地調査を実施するといった3段階で行うという考え方をしています。事前調査においては、既存の資料を収集しつつ、その施設の重要度を評価していくこととなります。現地踏査においては、現地を目視しながら、その施設がどのような要因によって性能が低下しているのかということ推定していくこととなります。この事前調査なり現地踏査の結果から、現地調査の中でどこを一番詳しく見ていくことが必要かということを決めながら、現地調査でその部分を入念に見ていくというような考え方をとっています。

11ページのところに、重要度はどういうところで評価をするのかということ少し記載させて頂いています。例えば、その施設が非常に大規模なもので、受益面積で水田が1,000ha以上もあるような施設ですと、水路自体が5トン、10トンの水を流すといったこととなりますから、壊れると大変なことになるといったことで重要度の評価が高くなるということとなります。またその水路がどこを通っているかということで、例えば、鉄道の近くであるとか、住宅地にあるということになると、壊れたときの被害が大きいということで、このあたりは入念に見なければいけないといったようなことを、手引き本文の28ページから31ページあたりに記載をさせて頂いています。

その上で、実際の具体的な調査という中で、12ページのところでございますが、変状の状況、目視の程度、それから先ほどの重要度の評価の中で、どこを重点的に見ていくかということを決めながら、調査していくといった考え方を整理させて頂いております。

それから、13ページに、いわゆる健全度ランクの考え方ということで、ひび割れの大きさとか、鉄筋のさびの程度といったことにより、S - 1からS - 5までにランクをさせて頂いています。S - 5だと新品同様、S - 1だとほとんど壊れてしまってすぐに直さなければいけないというようなランクづけをしているところです。通常はS - 3というレベルで、補修、補強の検討に入る目安にしているところであります。

最後に、14ページのところでございますが、開水路は、非常に長くてボリュームもいっぱいあるので、機能診断をしていったときに、いろいろなデータが集まってきて、どう整理すればいいかわからなくなってしまうということもあります。ある程度の区間で区切りながら、変状の状況なり、重要度の状況等々に併せてグルーピングをして、グループごとに機能保全の考え方等を整理していくとしているところです。

以上が開水路の機能保全の関係です。

資料3 - 3の手引き本文31ページに、開水路の劣化要因の推定表を付けています。

もともと平成18年度に策定した際の、基本的な考え方の中では、全部点数制にしており、ある一定の点数以上になった場合については、相当悪くなっているということを機械的に判断するような整理をしていたわけですが、機械的な判断をすると、それが恣意的に流れてしまいやすいとか、そもそも点数をつけること自体がなかなか難しい面もあるということで、昨年度のパイプライン編から、
、
、
といった整理をさせて頂いたところです。技術小委員会の中で、このような整理に変更したことを説明した際に、こういう考え方というもの一つ一つの考え方としてやむを得ないのではないかというご意見を頂いたところです。

開水路編につきましては以上でございます。

○林部会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き自由にご意見を頂きたいと思いますが、ご意見、あるいはご質問いかがでしょうか。特にございませんか。

ご意見、ご質問ないようでしたら、引き続いて4番目の議事に進みますが、その後またご意見をいただいても結構です。

(4) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について

総論・土木構造物

○林部会長

議事の4番目、「農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について」 総論・土木構造物について、同じく瀧戸室長からご説明頂きます。お願いいたします。

○瀧戸施設保全管理室長

それでは、引き続き農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定に向けてという部分につきましてご説明をさせて頂きたいと思います。

資料は4 - 1と4 - 2でございます。4 - 2が手引きの本文ですが、資料4 - 1でかいつまんでご説明をさせて頂きたいと思います。

先ほど、ご説明しましたように、平成18年度に全体編を策定した後、個別の施設ごとに整理をさせて頂いていますが、本年度は先ほどの開水路編とあわせて頭首工編というものを策定したところがございます、お手元の資料4 - 1の1ページをお開きいただければと思います。

農業水利施設の頭首工は、基本的には河川を横断的に堰き止めまして、そこから水を農業水路の方に引き入れる施設です。全国で約2,000カ所程度あると見積もっておりまして、再建設費で1.3兆円程度のストックがあるということです。

もう既に、耐用年数を超過した頭首工につきましても、全体で約380カ所に上っており、費用にして1,550億円程度に上るのではないかと考えているところでございます。これらも今後は全面的に直していくということは非常に困難ですので、ストックマネジメントの考え方をを用いながら、施設の長寿命化を図っていくということが必要な状況になっているところです。頭首工が古くなっている変状の状況写真を2ページ、それから3ページに少し掲載をさせて頂いているところです。

それでは、5ページを見ていただければと思います。頭首工は、開水路とは施設の性質が異なり、1つの単体で大きな固まりを持つものですが、図が見にくいかと思いますので、戻って1ページの頭首工の全景を見て頂ければと思いますが、河川の下の部分で白く見えるところ辺りに、コンクリートで上に少し家みみたいなものが建っておりますが、堰柱という部分、それから右側の河川が流れている部分、堰き止められている部分、こういった部分につきましては、コンクリートでできています。

また、家みみたいなもの2つ、これは巻き上げをする装置ですが、その間のところで水を堰き止めているものがゲート設備で、基本的には金属でできているものです。堰体とかエプロンとかといったコンクリートでできているものと、ゲート設備みみたいな鋼製の構造物でできているもの、こういった複合施設であることが頭首工の特徴としてあります。

そういう中で、頭首工の機能保全を考える上での必要な事としては、コンクリート施設と施設機械設備が一体となって機能を発揮するので、この辺を性能管理としてよく考えなければいけない。

それから、コンクリートの部分というのは、耐用年数としては長く、80年や100年とかもつ部分もありますが、鋼製のゲートといったものは、20年くらいでぼろぼろになってしま

い、また水管理の施設等につきましては、もっと短い寿命ということで、耐用年数が相当異なってきますので、更新の時期等を同一化させることが必要になります。

更に、維持管理や保全の考え方もコンクリートの部分と、鋼製なり機械といったものでは相当異なるので、その辺を分けて整理をしなければいけないことになります。

そういうことで、後ほど施設機械設備編の手引きについて説明いたしますが、いわゆるコンクリートを中心にした部分の土木構造物と、施設機械をきちんと整理をした上で物事を考えるということも必要だということで、手引きを2つに分けさせて頂いているところです。

6ページに入りまして、頭首工につきましては、基本的には水をとる部分、堰、附帯施設、それから管理施設等々から構成されます。例えば、固定堰なら固定堰の中の構成要素としまして、堰本体、エプロン、堰柱といった基本単位がぶら下がっていて、これを階層構造と呼んでいます。この階層構造を見ながら、一つの構成要素を基本単位として施設の機能保全の診断をしていくという考え方をとっているところです。

また、先ほど開水路編で申しましたように、コンクリート編につきましては、基本的にその構造状態、ひび割れの程度とか摩耗の程度といったようなものに注目して、施設の劣化を測っていくという考え方を取っています。

それから、7ページに入りまして、これも頭首工の機能保全の考え方の中では非常に重要なものですが、頭首工、水を取り入れる部分で、基本的には河川に横断的に設置をされるものであることから、国土交通省で制定されている河川法とか、河川管理施設等構造令といった法令を遵守しなければいけないという事になります。

また、河川流水を安全に流すことが求められ、河川を堰き止める際に、魚とか、植物等々の周りの生物、生態系等についても非常に気配りをしなければいけないというところがあります。

8ページをご覧下さい。機能保全、機能診断の考え方は、先ほどの開水路編と同様に事前調査 現地踏査 現地調査の3段階で実施していくという考え方は同じです。

影響度の考え方は、施設のある部分が止まると、非常に重大な影響、特に施設全体が機能しなくなってしまう、例えばゲートを上げ下げする両側の堰柱が傾いてしまうと、ゲート自体が動かなくなってしまう、頭首工自体が機能として失ってしまうことになりますので、堰柱等については非常に重要な施設と位置づけています。

それから、沈砂池、魚道については環境への影響があるということで、ある意味大きいわけですが、一日二日で、少し損傷を受けてもそんなに全体としては大きな影響は出てこないものですので、そういったところを見ることになります。

それから、重要度の区分についても、もしそこで何らかの障害があると、例えば河川が決壊して周辺に相当大きな影響を与えてしまう恐れがあるとか、そういったものについては重要度が大きいといったことで整理をさせて頂いています。

9ページのほうに入りまして、機能診断の考え方において、現地調査をする際に、特に劣化なり摩耗がある程度起こり得る場所は、これまでの調査なり経験的なものからわかっていますので、例えばそういった場所については注意深く見なさいという整理をここでさせて頂いているところです。

それから、10ページのほうに入り、機能診断評価の考え方、健全度ランクの設定についても、先ほどの開水路編と同様に健全度ランクをS - 1からS - 5まで整理をしています。現象例等については、頭首工独自の整理ということで記載していますが、こういった視点で機能診断を実施するという考え方にしています。

最後に11ページの性能低下の予測や機能保全計画のところですが、特に機能保全の計画のところは、先ほど申しましたように、コンクリートの部分の寿命なり、壊れ方の進む程度と、それから施設機械、ゲート等の壊れる状況は非常に異なっていますので、更新の時期をうまく合わせることが必要だということで、個々の設備で最適の計画で考えるだけでなく、例えばゲートの更新の時期に合わせて、補修なり補強ということを考えていくことが重要だといったところに触れさせて頂いています。

頭首工の機能保全の計画について、資料4 - 2の59ページですが、性能の劣化曲線を入れております。これは、こういうポイント、例えば20年をちょっと経過した辺りのところで、S - 4に点がついておりまして、また30年を超えた辺りでS - 3といったものがついておりますが、こういうことである程度時間をおきまして機能診断をやっていく中で、この劣化の程度というものに一つの線を引くことができます。いつごろ完全に使えなくなってしまうかということは、曲線を引いて、これで将来的な予測をしながら、いつの時点で補修、補強するのかといったことを考えるということでございます。技術小委員会の中では、3点で曲線をセットするのではなく、もうちょっと点数が多くてもいいのではないかとといったようなご指摘もあったところでございます。

その際、一つの例として挙げさせて頂いたものでございまして、実態としては、もうちょっと点を取れるところもあり、努力をさせて頂きますということをお答えをさせて頂きました。

59ページに掲げさせて頂いている図そのものは、全国各地の調査事例から相当な点数で整理をさせて頂いたものですが、ここに掲げている点数は点が3つしか書いてなかったものですから、少し誤解を頂いたところもあったかというところですので。以上です。

○林部会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。頭首工の総論とそれから土木構造物についてご説明いただきました。鷺谷委員どうぞ。

○鷺谷臨時委員

余り本質的ではない質問ですが、最後に劣化曲線の経験式を作成する話がありましたが、コンクリートなど人工物の劣化ですから、理論式を考えることができるのではないかと思います。又は、経験式を理論的に解釈して、より理論式に近いものとして扱っていくことができるのではないかと思いますのですが、やはり経験式という範囲にとどまるのでしょうか。

○林部会長

ありがとうございました。では、事務局からお答え頂きます。

○瀧戸施設保全管理室長

資料59ページに記載した図は、全国の調査事例をもとに統計的に整理させて頂いたものです。施設の劣化につきましては、例えば、同じ頭首工でも、北海道と九州だと、相当気象の状況等も異なることから、設置場所によって劣化の程度というのが多少異なってきます。施設の置かれた状況を見ながら、施設ごとに期間を空けて測定しないと、その施設オリジナルの劣化曲線ができないという状況があります。

ですから、収集できたデータの少ないうちは経験式、このデータ等を活用しながら、最終的には施設ごとのオリジナルな劣化曲線を作成し、使わざるを得ないということを考えている次第です。

○鷺谷臨時委員

オリジナルの劣化曲線モデルを作成するということですね。わかりました。

○林部会長

続きまして松本委員どうぞ。

○松本委員

本旨の質問から外れてしまいますが、資料4 - 1の1ページ冒頭に標準耐用年数を超過した頭首工は、全体の約2割の380カ所あると書かれてあります。頭首工は心臓部みたいに重要なものだと思います。先ほど局長からご挨拶がありましたように、農業農村整備事業の国費が前年度比37%になり、これからグラフを見る限り、耐用年数を迎える施設がどんどん増えてくる状況で、今のような補修回収経費と、施設の耐用年数と施設の状況等を専門的に見て、現在の予算の範囲内で施設機能の維持ができる状況にあるのかどうか教えて頂ければと思います。自然災害とか大変激しい環境変化の中で、人命にも波及するような事態になれば、一大事だと思います。国民の皆さん等々含めて、行政府としてきちんと説明して、対応していかなければならないという印象を持ったので、個々の技術的な問題は別にして、全体的な枠組み、フレームとして、農業水利ストックの機能を維持するための仕組みが機能しているのか不安な気がします。

○林部会長

おっしゃることは、非常によくわかりますが、いかがいたしましょうか。局長。

○吉村農村振興局長

本日まで説明させて頂いたところですが、これは平成22年度予算ということに限らず、今後中長期的に、頭首工等の農業水利施設をきちんと保全管理して、利用し続けられるようにするということが一番大事なことであります。このために、施設を一斉に更新するのではなく、必要な診断やメンテナンスをしながら、できるだけ長寿命化を図るということ、それから先ほどの説明の中でも話ができましたように、金属部分や電気系統の部分といった箇所は、耐用年数が短かったり、既設のものが陳腐化したりということがあるので、適切なタイミングで補修なり改修をしていく、といったことを組み合わせて機能保全を図っていくことが、当然将来的にも前提になると思います。基本計画の中で、「国民の食料を支えるインフラの戦略的な保全管理」の中で、謳っていることから、どのぐらいの経費がかかっていくかということを中心に整理をして、必要な保全管理を行えるように努力をしていくことだと思っています。

ただ、基本はできるだけこの基準に沿って、地元でもいろいろな努力をして頂いて、長寿命化を図りながら進めていくということが必要であると考えています。

○松本委員

わかりました。それでもう一つ、発言させて頂きたいと思います。

先ほど、資料2 - 1の計画基準「農業用水（水田）」の改定の中でも、小水力発電に触れられており、土地改良区の維持管理費とか経常費といった負担を軽減するような新たな技術の導入を検討するとなっていたかと思いますが、富山県の土地改良区だったと思いますが、小水力発電を設置し、売電に当たり、条件が厳しい中で、大変努力されたかもしれませんが、電力を売って土地改良区の諸経費に充当をされておられるという話を聞いたことがあります。

国費が厳しいという状況だと思いますが、頭首工等の農業水利施設は農地がある限り、農業生産をする限り、未来永劫続けなければいけない施設です。そういう面からも、長期戦略で少し初期の投資はお金がかかるかもしれないし、他行政との調整もあるかもしれませんが、農村整備の中で、新しい時代における電力を生みだし、土地改良基盤整備の経費に充当していくようなことを挑戦してみるということはどうかだと思いますので、発言させて頂きました。

○林部会長

事務局からお答え頂けますか。

○島田水資源課長

私どもも、なるべく農家の維持管理費の軽減ということで小水力発電等を進めたいという

ことはやまやまですが、実際に事業化したところは、まだ全国で26カ所しかない状況です。

施設で電気を発生するとき、施設で電気を使うときに、タイムラグ（時間差）があり、実際には全量を売電して、全量を買い取るという形になっており、使用量以上に電力が発生すれば、儲けが出るという仕組みですが、ただ儲けといってもあくまでも維持管理費に充当させるわけで、そういう意味では必要なお金を確保するということになるかと思えます。

なぜ進まないかという点、売電単価は非常に安く抑えられており、基本的には発電原価＝売電単価という形になっていて、言ってみれば儲けが出ない仕組みになっていることが要因だと思われます。

最近では、RPS法では、ある程度新エネルギー等から発電される電気を一定割合以上利用することになっており、そういった状況を加味したとしても、電力自由化の影響で価格は、8円9円/kwです。以前は、10数円で取引されていたものが、RPSという制度が導入されても、電力自由化の影響のほうが大きくて売電単価が下がっているという形になっています。

こういった状況で、採算性が合わないという現実から、取組が進まないというようなことがございます。ただ、今経済産業省において、小水力発電も含めて固定価格買取制度の検討が進められているということです。現在、風力発電ですと48円/kwといった価格で買取されており、小水力もある程度の値段で買取してもらえるような仕組みがもし導入できたとするならば、普及することも可能ではないかと考えているところです。

（用語解説）

PRS法とは...

RPS（Renewable Portfolio Standard）法とは、2003年4月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」のことをいいます。このRPS法は、電気事業者による新エネルギー等から発電される電気を一定割合以上利用することを義務づけ、新エネルギー等の一層の普及を図るものです。

○松本委員

そういった状況であるなら、風力の倍ぐらいの買取価格に水力発電をしたらいいと思えます。

○林部会長

よろしいでしょうか。

（４）農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について

施設機械設備

○林部会長

それでは、次の議題も頭首工に関することではありますが、「農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」の策定について」の施設機械設備につきまして、ご説明頂きます。

○阿武施工企画調整室長代理：馬籠施工基準班長

それでは、頭首工のゲート設備につきまして、ご説明させていただきます。

頭首工につきましては、コンクリート施設と施設機械設備から構成される複合施設ですので、基本的な考え方は、先ほど説明しましたコンクリート施設となるべく整合を取る形で整理をさせて頂いております。

ゲート施設は、いろいろな装置から構成されています。ゲート本体のところ、それを動かす開閉する装置、これ进行操作する操作盤、こういったいろいろな装置とか機器類の集合体ですので、寿命が短いものそれぞれ部材によって異なります。

これらの特徴を捉え、性能管理の考え方が異なる部分について、診断方法等の具体的内容をゲート設備編として取りまとめたものです。資料に沿ってご説明させていただきます。資料4

- 1の3ページですが、ここに基本的な考え方を示しています。

施設の管理は、施設造成者と施設管理者との連携が重要だと考えています。日常管理の中で、施設管理者が日常の点検、整備、運転の中でいろいろな情報を蓄積しているところですが、この情報の蓄積が非常に重要と考えています。

その中で機能診断調査を実施し、評価、それに対する保全計画を検討策定して、必要な対策を講じるという、コンクリート施設と同様の考え方の中で整備していくことを考えています。施設管理者との情報共有を図ることの必要性を基本的な事項として明記しているところ

です。
4ページですが、ゲート設備は多数の装置から構成されているので、保全の検討を行う場合には、より合理的で経済的に点検、診断を行うということが必要です。

そのために、設備・部位の重要度を、重要度A・B・Cに区分して、それぞれ例えば、ゲート設備ですと重要度Aの施設としては、取水堰、取水口ゲートを位置づけています。重要度Bとしては、魚道ゲート等を位置づけて、沈砂池ゲートは重要度Cとして、必要に応じた点検を実施するようにしています。重要度Aは、点検の周期として毎月1回は必要、重要度Bは2カ月に1回といった区分をして、例示しています。

また、右の図では、部材のところ、曲げ応力の生じる箇所、せん断力の生じる箇所等を具体的に例示して、管理者がわかりやすいような形に配慮しているところがございます。

5ページでは、劣化のポイントを写真等で示しました。劣化の要因のうち、機械的な要因は、ゲート設備の回転部、摺動部、接触部の磨耗があります。また、機械的衝突、機械的な負荷の繰り返しによる疲労、引っ張り、曲げ、ねじれ等のひずみがあります。

また、化学・電気的要因としては、水との接触による腐食、異種金属間の腐食があります。

さらに、環境的要因としては、気象条件の変化、日光、最近ではごみ等による塗膜損傷といったものが多々見られます。

最後に、その他の要因として、ネズミ等による食害といったものがありまして、それらの例を写真で示しております。例えば、右の写真のところでございますが、ワイヤーの素線切れとか、ゲート本体の腐食状況とか、また水をとめる水密ゴムの損傷状況とか、戸当たりの損傷といったものを具体的に示しまして、わかりやすいようにいたしました。

6ページの性能管理ですが、これもコンクリート施設と同様の考え方で周期を考えており、性能管理の範囲ということで、新規設置の性能の限界値と性能管理の限界値との範囲の中で、補修、交換を行うことが最適ということで、模式図で示したものです。

7ページの機能診断調査も基本的には、コンクリート施設と同じような形で考えています。概略診断調査のみでは、健全度評価が出来ない場合は、計測機器等を用いた定量的な調査などの詳細調査を行うケースもあるということで、右下に例示しております。

8ページでは、健全度評価の考え方ということで、基本的には土木構造物と表現の整合を図っています。なお、ゲート設備では、S - 1で重要部位が機器の陳腐化によって、代替品の入手が困難な状態の場合もあるだろうということで、特徴的な例を示しています。

9ページに、健全度評価の単位を示しています。部位や装置などの個々の健全度から、施設全体に与える影響度を考慮した中で、最終段階として健全度を評価する際に、更新の要否などの判断がしやすいように模式的に示したものです。

10ページは、評価方法の具体例として、扉体、戸当たり、開閉装置といった各部位ごとの重要度、劣化の状況といったものを事例的に示しています。12ページに飛びますが、部位ごとの健全度評価手法の判定方法について、補足的に説明しています。

戻って11ページのところは、S - 2からS - 5までの範囲の中で評価を行っているところですが、要否を決定するS - 1は、本来の機能に加え、経済性や維持管理性といった社会的機能を考慮して行うことで、要件を示しています。本来の機能に社会的機能も併せて評価することにしています。

13ページは、部位ごとの概略診断の例として塗装の状態、14ページは、ゲート本体のスキンプレーットの板厚の測定を示しています。13ページのところでは、著しい性能低下によ

って、至急劣化対策が必要な状態であるS - 2を示しています。

15ページは、性能低下予測ということで、対策の時期や方法が異なるものを計画的に保全していく上で必要な手法を例示しています。板厚の磨耗速度から余寿命を算出する式を示しています。

16ページのところでは、頭首工の更新計画を考えた際に、診断後40年程度の期間をスパンとして、コンクリート施設の更新とゲート設備の更新を複数のシナリオを立てて、コストの最適化を図るよう手順を示したものです。

最後になりますが、17ページのところで、ゲート設備の機能保全計画の策定において、当面必要となる劣化対策の短期計画と診断後40年の長期計画を立てることで、施設管理者に対して、的確な保全シナリオを示すことが可能となることから、定期点検の計画もあわせて管理者へ助言、指導を行うことが機能保全の最適化につながるということで、解説の中で補足しております。

ゲート設備につきまして、雑駁ですが以上説明といたします。

○林部会長

ありがとうございました。

何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(5) 農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックの策定について

○林部会長

続きまして、「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブックの策定について」、事務局からご説明を頂きます。

○田中計画調整室長

それでは、計画調整室のほうからご説明申し上げます。

資料は5 - 1、5 - 2ですが、本文は分厚いですので、資料5 - 1の概要版でご説明申し上げます。

農業農村整備を進める際には、環境の配慮に取り組むということについて、1ページの左の青い囲みですが、平成13年の土地改良法改正を受けて、現在全事業で実施をしているところです。その後、圃場の整備や農道の整備などの工種ごとに環境配慮の手引きを策定し、更には平成18年にこれらを体系的に整理して、技術指針を策定したところです。

また、景観の配慮につきましても、審議会にご報告申し上げていますが、手引きを策定し、各地域で景観配慮についても取り組んでいるところです。

こういったことを踏まえて、平成19年からは国営事業につきまして、農村環境の形成、保全をする上で大きな契機になるように、特に国営の環境配慮計画というのを策定して、地域の環境保全について、この取り組みを進めてきているところでございます。

右のイメージ図にありますように、例えば国営の農地再編整備事業ですが、岩手県のいさわ南部地区においては、散居集落を踏まえて、屋敷林のあるいは雑木の緑地環境の保全、それから農耕地の環境、それから排水路、ため池の整備という水辺環境、こういった3つの環境要素を踏まえて、ビオトープネットワークを形成するというようなことで、環境配慮計画構想を策定しまして、具体的な事業を進めているところです。

次の2ページですが、こういった環境保全の取り組みを契機に、さらには地域づくりの取り組みが各地域で進められている事例が散見されるようになったことを踏まえて、広域的なエリアで農業農村整備事業等を実施する際には、できるだけ地域づくりの取り組みまで一体的に推進していきたいというふうに考えており、このために必要な地域づくりの目標やビジョン、各主体の役割分担などを内容とする構想をまず策定することが大事だろうということで、その構想に基づく総合的な取り組みを展開するために、構想づくりに必要なプロセスや

手法、基本的な事項を取りまとめたいということで、技術小委員会のほうでまとめて頂いたものでございます。

国営事業とさまざまな農業農村整備事業といったものを組み合わせながら、できるだけ相乗効果を図って農村環境の保全を活かした地域づくりを進めていきたいということです。

3ページを見ていただきますと、全体の構成ですが、真ん中にありますように、構想づくりに当たっては、まず広域的な地域で共有する目標・ビジョンを設定することが大事だろうということで、目標・ビジョンの設定のプロセスを詳細に記述しています。地域づくりの素材を抽出し、参加主体の確認、それから目標・ビジョンの設定をし、推進体制の構築、事業メニューの想定、実施プロセスの想定といったことをステップごとに解説しているところです。

各プロセスの節目ごとに、左にありますように、農村環境のいろいろな調査の結果をできるだけ反映しようということで、特に環境の資源は、幅広いことから、今回のガイドブックにおいては、営農の環境、生態系、水辺環境、景観、それから既に取り組みされている活動の状況や既存の計画を整理しようということで、ガイドブックの中に記載させて頂いています。また右にありますように、そういった目標・ビジョンを設定する際には、できるだけ合意形成を図っていくわけですが、さまざまなコミュニケーション手法を用いて、合意形成を進めていくという観点から、アンケート、ヒアリングだとか、シンポジウム、ワークショップ等いろいろな手法がありますので、そういったものを紹介しているところです。

めくって4ページを見て頂きますと、目標・ビジョン設定の手順の中で、素材の抽出、参加主体の確認、それからビジョンの設定ですが、広域的な農村環境の保全の幾つかの事例を整理させて頂くと、輪っかの例でございますが、国営事業が中心になって、環境の保全の取り組み、さらには地域の振興を図っているような例もあります。

例えば先ほどのいさわ南部地区や長野県の安曇野の周辺ですが、国営事業を実施しているところでございます。また、兵庫県の豊岡市は、コウノトリをシンボルとしているいろいろな地域振興していますけれど、市町村や都道府県が中心となって取り組んでいる場合もあります。

それから、滋賀県の琵琶湖の保全ということで、県と既存の流域の協議会が連携しながら、各主体を参加させて取り組んでいる場合もあります。この他、農地・水・環境保全向上対策は平成19年から本格実施しておりますけれども、その中でも土地改良区が中心となって広域的な取り組みをしている場合もあります。いろいろな主体がリーダーとなって、関係の主体を参画させながら、目標・ビジョンを設定していくプロセスがあります。

特に、今回のガイドブックでは事例をたくさん入れてございますけれども、5ページの左側にありますように、福井県の国営九頭竜川地区においては、水路沿いに所在している集落ごとに、ビジョンを作って頂いて、それを全体の基本構想として取りまとめた例です。また右側には生物や景観をシンボルとした農産物を地域ブランドとして取り組んでいる例を紹介しています。そういった事例が地域振興につながる人が多いということで紹介させて頂いているところです。

6ページを見て頂きますと、目標・ビジョンを実現するための事業メニューの想定、それから主体の想定、プロセスの想定というところでございますが、国営事業に関連してほ場の整備、水環境の整備、景観の整備、ため池の整備などの関連事業がありますし、またソフトの対策として地域づくりの活動がさまざま行われています。また、支援の措置もできているところです。

こういったものをできるだけ地域経済の活性化や都市農村の交流というようなソフトの視点から取り組んで頂いて、多様な資源を活用頂くということを紹介させて頂いています。

7ページには、先ほどの胆沢平野の取り組みとして、事業メニューがありますが、大区画のほ場整備、環境保全型農業の実践、ため池のビオトープ化、あるいはエグネと呼ばれている屋敷林を保全する散居集落の保全、それから歴史的な農業水利施設等の保全、こういったいろいろな取り組みを地域で議論を頂き、まとめて頂いて、事業メニューということで、提示を頂いてこれを具体化していこうということです。

また、推進体制については、それぞれの主体の役割がございます。国の調査管理事務所、あるいは事業所が中心となって地域へ呼びかけをし、合意形成の素地をつくっていくということが多いわけですが、例えば事業者においてもCSRの意識が高まっていますので、保全活動への参画を頂く、環境団体についても横断的な視点からいろいろなアドバイスを頂くということで、役割の分担を例示的に紹介させて頂いています。

続いて8ページを見て頂きますと、それを構想として取りまとめた例を紹介しています。一番左が斐伊川沿岸地区環境計画ということで、島根県の出雲市ほかで実施をしている農業用水再編対策事業、斐伊川沿岸地区の例ですが、希少種のタモロコなどの保全、それから末端の農業用水路の景観配慮、あるいは国の職員自らが住民参画を理解醸成のためにしているような出前事業、こういったソフトの取り組みをするための協議会の設立、そういったことを中心に神話の郷に広がる豊かな農村環境づくりという理念のもとに、環境配慮の事業に取り組んでいるところです。

真ん中は、岩手県が策定をした例ですが、散居集落、エグネと呼ばれている屋敷林を中心とする地域で、そこでの農地保全整備に当たって、排水路の整備を行って、通年通水を検討する、あるいはため池の整備・ビオトープ化を検討するとか、生態系と景観、そういったものを組み合わせながら環境配慮を実施しているものです。

それから、一番右が豊岡市のコウノトリ野生復帰推進計画ですが、ブランド米、あるいはエコツーリズム、グリーンツーリズムというものを実施しておりますけれども、それを支える水田魚道の設置ですとか、農地・水・環境保全向上対策、こういったものが下支えをしているということです。

その具体的なプロセスが9ページにございますが、ちょうど紫色の帯の真ん中に、環境保全の「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」がありますが、平成14年に本協議会を作って推進するに当たって、赤い囲みのところですが、あらかじめ環境配慮型の基盤整備を実施し、水田の魚道の設置などの取り組みをして、えさの確保を行った。また、それを踏まえたブランド認証制度の導入をしているということで、まずこのような実行に向けた工程を事業メニューに沿って作っていきこうということで、豊岡の事例を紹介させて頂いているところです。

次の10ページが構想づくりに係る手法ですが、こういったプロセスを進める上でどんな調査や評価をしたらいいかということで、できるだけ効率的な実施に取り組みたいと思っております。環境の要素も先ほど申し上げたようにいろいろですので、そういったものを地域の活性化の視点を入れて素材を抽出し、今後の作成をしていきこうということです。

その際には、今回のガイドブックの特徴として、最近デジタル情報がたくさん整備されてきているので、できるだけ活用していきこうということで、時間的、空間的な関連性を把握し、またコストの縮減を図るということで、そういった事例を多数入れてございます。

11ページにございますが、農林業センサス、基盤整備の基礎調査、あるいは田んぼの生き物調査といったものがデジタル化されつつありますし、また空中写真についても昔の空中写真を見ますと、水脈の場所等がわかるので、今後の自然復元を考えると参考になるかと思っております。

右の事例にありますように、例えば営農環境であれば、農業センサスに環境保全型農業を実施している農家数という項目がありますので、それを地図上に落とすと、国営事業のところでも、環境の意識が高いところとなかなか進んでないところがよくわかることから、そういったことを踏まえて環境配慮を進めていきこうということです。

また、水環境につきましても、水田魚道をどこでも設置できるわけではございませんので、高低差をまず調べて、適切なところに配置をしようということで、滋賀県の事例を紹介させて頂いているところです。

12ページの構想づくりに係る手法の中では、特にさまざまなコミュニケーション手法を紹介させて頂いておりますけれども、農村環境に関する理解、活動を進めていく上では、きっかけづくりが重要だろうということで、事業を契機としてアンケート調査、ワークショップだとか先進地の視察といったことを通じて理解の熟度を上げていきたいと思っております。

13ページの左側にありますように、愛知県の国営新濃尾地区においては、水道脇の緑道が憩いの場になっているということで、アンケート調査を地域で実施して、水路整備の計画に反映をした事例です。

右側の長野県の国営安曇野地区については、拾ヶ堰という、排水路の整備を進める中で、極めて美しい景観の有名なところですので、ワークショップをして景観づくりの配慮してきたわけですが、その中で住民意識が盛り上がりまして、住民自らが水路の清掃や整備をする拾ヶ堰応援隊が設立されたという事例です。

以上、できるだけ多くの事例を入れてプロセス論と手法論を体系的に整理したものでして、国営事業を契機として、できるだけ広域的な環境の保全を進めていきたい、そのときには地域づくりに結びつけていきたいという思いでガイドブックを策定したものです。

3月にパブリックコメントを実施させて頂きました。十数件のご意見を頂きまして、地域づくりのためのリーダーの育成、人材の育成が極めて重要だというようなことだとか、あるいはこのようなプロセス論で下から積み上げる手法のみならず、最初からコウノトリの保全というようなシンボルがある場合には、そのためにどのような調査をする必要があるかというようなフィードバック、そういったものを書き込んでもらいたいというような意見を反映させて頂いているところです。

また、技術小委員会では、こういったガイドブックは作った後の普及が大事なので、研修等を今後実施して頂いてもらいたいというご意見を頂いたところです。

野球の事例でご意見を頂きましたが、打ち方の手引きがたくさん書いてある本が幾らあっても、実際その場で打って見ないと、体力だとか、癖だとかがあるので、経験を積み重ねて、こういったガイドブックをできるだけ充実して頂いてもらいたいというようなご意見を頂いたところです。以上です。

○林部会長

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問ありませんか。古口委員どうぞ。

○古口委員

大変良いなと思っています。農業を守るためには農業というよりも農村を守っていくということが大事であって、その環境を守ることで、都市の方にも利益があるということが非常に良いと思います。

ただ、その前に一つお聞きしたいのですが、先ほどの水利施設のこともそうですが、今年度から米の戸別所得補償制度が導入されました。これは、モデルケースですが、ただ農業予算全体としては多分増えていないので、その枠の中でしか予算の配分がないという状況ですが、こういう計画、農村環境の保全の構想をつくって、地域の人たちの善意によって支えられるということは良いことですが、このような取り組みにも財政支援というのも必要だと思います。

ですから、同じパイの中で予算の取り合いみたいなのがあって、結局来年また戸別所得補償がいろいろな形で広がったときに、当然何の理由もなく、ただやみくもにそれを実現するために、他の予算が削られていくというような事態が起こるのではないかと、懸念しています。

ですから、こういう計画を立てて、これ実行するためにも財政的支援は必要ですから、ぜひ戸別所得補償制度は別枠の予算で考えるようなことも考えて頂かないと、私はこれこそ絵に描いた餅になるのではないかと危惧しています。

ただ、この計画については、環境を守りながら、地域おこしにもつなげていく、あるいは経済の活性化、コミュニティビジネスにつなげていく、非常にいい取り組みだと思いますので、ぜひそのための財政支援に対して、理由もなくやみくもに予算が削られることのないようお願いしたいと思います。

もう既に、平成22年度にそういう事態が起こりましたから。皆さんびっくりするほど啞然としているというか、地方では皆さん怒っています。5年計画の1年目を取り組んだだけで2年から突然ぱったり予算がなくなるなんていうことが実際起きていますから。そのようなことに十分配慮して頂きたいと私は思っています。

○林部会長

ありがとうございました。

強い要望を頂いたところですが、何か事務局からございますか。

では局長からお願いします。

○吉村農村振興局長

平成22年度予算について、いろいろご懸念なり、具体的問題が出てきている部分は、おっしゃるように現場の首長さんとしての想いだと思います。もちろん農業、農村整備事業の予算の問題がありますが、一方で農村振興費の予算の中でも、中山間直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策については所要の予算を確保したというところがございます。集落や農業者を直接支援するような形で、こういう環境に配慮した地域づくりということについても、進め方そのものを工夫していかなければいけないというふうに思っています。

それから、5年計画で実施するつもりが1年目で予算がなくなったということは、恐らく農山漁村地域力ふるさとのような事業が仕分けされ、実際に現場で問題が起こっているのは承知しております。これについても、私どもでできる限りの工夫をさせて頂いており、どうしても継続して実施する必要があるという部分については、他の事業に乗りかえて実施をしていただけるような工夫もしたところです。引き続きそういった形で普及をしていきたいと思っています。

○古口委員

すみません、ここで言うべきことではなかったと思います。違うところに向かって言いたいと思います。失礼いたしました。

○林部会長

違うところに向かって、補正予算を確保してくださいと言って頂くとありがたいのですが…。

○古口委員

了解しました。

○林部会長

他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。

○福澤臨時委員

私もこの広域的な保全については大賛成です。農地・水・環境保全向上対策は、今4年目を迎えました。芽が出ているものもあれば、花を咲かせて実を持っているものもあります。千差万別でさまざまな地域が今独自の活動をしているわけですが、まだ農地・水・環境保全向上対策については、道半ばの状況にある取り組みがほとんどです。この広域的な保全の構想づくりに向けていけるような作戦みたいなものを今度は具体的に現場で考えていかなければいけないと思っています。要望として、その辺のご指導をまた引き続きお願いしたいと思います。

○林部会長

強い要望を頂きましたので、どうぞよろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。

○古口委員

私どももちろん環境を守ることについては、農業の持つ多面的機能の観点からも、それは自らの住む住環境を守ることですから、異論はありません。ただ、もう一つ都市部の皆さんに向かってもっと啓蒙していくような計画というものもあっていいんじゃないでしょうか。

私は、都市部だけが栄えて地方や農山村が滅びるということがあってはいけないと思っています。そんなことは現実的にはあり得ないので、お互いに補完しあっていくことが必要で、都市が栄えるためには、農山村の繁栄が必要です。

しかし、現材、どう考えても都市部の皆さんに、まだまだおわかり頂けていないのではないかと、別に私どもこんなことしなくたって暮らしていけるわけです。食料自給率を40%から50%に上げるとか言っていますが、私のおふくろに言わせると、おまえ東京へ行って何をやっているのだと。私たちは、あのつらい戦争を通り抜けてきたので、サツマイモやジャガイモを食っても生きていける。食料自給率の議論は、東京の人がやることじゃないのみたいなことを言われるのですが、私は一部に真理があると思っています。こういうことを農業、農村問題だけでなく、都市部の皆さんにもしっかりと捉えて頂けるような啓蒙の仕方、それからガイドブックも必要ではないかと考えています。

○林部会長

ありがとうございました。
貴重なご意見を頂いていますが、ほかによろしいでしょうか。

(6) その他

国際かんがい排水委員会 (ICID) 等の国際会議における活動方向について

○林部会長

それでは、残り時間も少ないようですので、その他に移ります。その他として、3件ございますが、まず始めに、「国際かんがい排水委員会等の国際会議における活動方向について」、ご説明頂きます。

○内藤海外土地改良技術室長

それでは、海外土地改良技術室から、国際かんがい排水委員会等の国際会議における活動方向について、資料6でご説明させていただきます。

今、水関係の国際会議等でいろいろな情報発信をしているわけですが、まず1ページ目はその背景になるところを簡単にまとめてございます。

昨年FAOから、2050年には90億に達することが予想される人口を養うためには、農業生産を7割増加する必要があるとの発表もありました。一方で、1人当たりの耕地面積が減少している中、かんがい等で単収を上げることが必要であるということもFAOの発表で記されているところです。

人口の増加に伴う水需要の逼迫に関する議論が、世界中で活発化されています。これらの議論は、欧米が主体になっていることが多く、乾燥地や半乾燥地帯の水問題という事をベースに考えられています。また、水利用の効率化のために、もっと水の価格づけを強化すべきであるとか、市場メカニズムを導入するべきだという議論が展開されているところです。

ただ、こういった議論は、かんがいの多様性やモンスーンアジアの湿潤地域にある水田の実態を反映していません。このため、我が国は、モンスーンアジアの国々と共同して、水田

の用水は決して浪費されているものではなく、水田の持つ生産性、持続性、環境親和性といったことを訴えて理解の醸成を図っていこうということで活動しているところです。

2ページでございますが、これが世界の水議論と日本の活動の簡単な流れです。

近年、世界水フォーラム等でも効率的な水利用の議論が展開されていますので、それに向かって、特に一番下のところにありますICIDやINWEPF等の活動を活用して、アジアの国々と一緒に水田農業の多面的機能等の特徴を発信しているということでございます。

真ん中のWWFの一番右に書いています2009年第5回世界水フォーラムは、トルコで開催されました。今日は、その報告と併せて、3年ごとに行われる水フォーラムが、次の2012年第6回はフランスのマルセイユで開くことが決まりましたので、それに向けてどういう活動方針でいくかということをご説明させて頂きたいと思っております。

3ページでございますが、これが第5回世界水フォーラムの概要で、2009年3月に開かれたものです。前回の部会でもご説明させて頂きました方針で説明してきたということでございます。フォーラムの概要は、左側に記載していますが、2009年3月トルコのイスタンブールで、参加者が約3万人、参加国も192カ国で、日本からは皇太子殿下もご出席されました。

この中で我が国の取り組みは大きく2つあり、一つは、水田の多面的機能の価値について、INWEPFのメンバーと協力して試算した結果を、国際社会に発表し、水田農業の重要性についての理解の醸成を得たということです。

それから、もう一つは、今課題になっております気候変動について、日本が中心になって、ICIDの中のアジア地域作業部会が、アジアモンスーン地域の水田農業で気候変動にどのような対応をしていくか、戦略が必要かということについての取り組み状況について中間発表したところです。

その結果ですが、フォーラムの成果として、「イスタンブール水ガイド」が出され、その中で水田の多面的機能の存在ですとか、持続可能性、効率性の利点というものが記述されるということになり、それなりの成果は得られたのではないかと思っているところでございます。

4ページからは、ICID、INWEPFそれぞれの第5回水フォーラム、それから第6回水フォーラムに向けた活動方針等を簡潔にまとめたものでございます。

ICIDは、4ページにありますように、現在109カ国の加盟国によって構成されているかんがい排水に関する国際機関で、さまざまな地域作業部会、作業部会があります。日本は国内委員会を設置して、メンバーの先生方にそれぞれ参加して頂いて、情報の収集、発信をしているところです。その中に、先ほど申しましたが、特に力を入れておりますアジア地域作業部会（ASRWG）がありまして、5ページに全体のスケジュールを示しております。

5ページの一番下にあるASRWGの活動提案については、とりあえず3つの段階に分け、第5回の水フォーラムにおいて、それぞれの国が気候変動に対してどんな活動、研究をやっているかというアンケート結果の中間発表を行ったところです。

12月にはインドでICIDの国際執行理事会がありました。そこで、第6回の水フォーラムに向けて、今後このアンケートをより精査し、事例をもっと収集して、最後に事例集として取りまとめていこうということが同意されたところです。

6ページは、第5回水フォーラムで発表した内容をかいつまんだものです。各国から気候変動に向けてどんな活動をしているか、研究しているかというようなアンケートを取りましたが、それをいろいろとグルーピングをして分析したり、あるいは事例を列挙したりというようなことで、活動しているという状況を報告しました。今後、こういったものを精査して、事例を取りまとめ、分析して次の水フォーラムに向かうということです。

7ページは、12月にインドで行われたICIDの国際執行理事会での発表内容です。

今、日本で農業農村工学会の中に気候変動を扱う小委員会が設置されておりまして、それについて学術的な取り組みが行われているということの紹介ですとか、あるいは研究の一例としてメコン川とか関川の将来の流出量について分析を始めているというようなことが紹介されております。以上がICIDの活動です。

8ページからは国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）の活動についてです。

INWEPFにつきましては、8ページの上のほうにありますように、モンスーンアジア地域の水田と水に関する情報交換と水田かんがい農業に関する国際理解を醸成するための情報発信のための国際ネットワークということで、2004年から活動しています。メンバー国は8ページの左下にありますように17カ国です。

右側に、これまでの活動経緯ということで、2004年の設立からの経緯を紹介していますが、主に多面的機能について情報発信していくべく議論して、世界水フォーラム等で発表していくという形をとっております。

第5回のインドネシアで行われた会議では、多面的機能の貨幣価値換算をやろうということになり、それを第5回水フォーラムで発表するということを決定して、実際に発表したということでした。

その後、昨年11月に第6回会議を日本で開催いたしました。ちょうど、設立から5年という節目ということで、今までの活動を振り返り、今度は第6回の世界水フォーラムに向けてどういう発信をしていくか、そのためにはどういうワーキンググループでいこうかというようなことを決めたところです。

9ページは、第5回世界水フォーラムで発表した多面的機能の価値評価に関するものです。

計算しやすい洪水防止機能等の機能について3つほど選んで、代替法で計算したというものです。今まで、日本ではこういう試算は結構実施されてきていますが、ほかの国、アジア諸国を巻き込んで試算するというのは初めての取り組みでした。まだ精度等は上げなくてはいけない部分がありますが、これを前回の世界水フォーラムで発表したことで、かなり多くの人に多面的機能に関する関心を持っていただけたのではないかと思います。

最後の10ページは、東京で行われた会議で決められた、今後のINWEPFの活動についてでございます。今後、第6回世界水フォーラムに向けて、多面的機能についてはより精緻化していくということと、より多くの人に関心を持ってもらうということで、著名な棚田をモデルサイトに選んで、そこで各国の技術者が協力して価値評価をしてみないかということが提案されました。具体的には、世界遺産のフィリピンのイフガオの棚田をモデルにしてみようかということになっております。

それからもう一点、水田農業技術をもっと幅広く普及・展開を目指していくために、参加型水管理などについて、INWEPF各国の知見を集め、国際援助機関とも連携を図りながら、技術協力で活用していけないかということで、活動を始めることになりました。

これらを南南協力などを通じて、アジアのみならずアフリカなどにも水田技術の普及、展開というものが図られるのではないかと。そしてまた、INWEPFの活動も一層活性化していくのではないかとされているところです。

簡単でございますが、以上です。

○林部会長

ありがとうございました。特に何かご意見、ご質問ありますか。

○森野委員

大変参考になるデータを提供していただきましてありがとうございました。

2つお聞きしたいのですが、9ページの試算を世界各国と一緒にやったということは非常に良いことだと思うのですが、地下水涵かん養機能の貨幣価値換算を、地下水の涵養される水量を上水の価格で評価したということかと思えます。しかし、実際に地下水を上水で使っているところは日本の都市でいうと、例えば熊本市とか非常に限定されているということと、東京都周辺での状況を見ると、本当に渇水時に地下水を使っているのは、例えば埼玉県の水田農業用水に地下水をかなりくみ上げているといった使われ方の方がむしろ多いのではないかと思います。

それから、もう一つは、3つの機能はそれぞれ全部足して計算していいものなのか、その

辺りはどのように考えられていますか。ある意味、相互に補っているような機能もあるように思うのですが、単純に足していいものかどうかについてお聞きいたします。

○内藤海外土地改良技術市長

どうもありがとうございます。

計算方法につきましては、学術会議で昔、答申をしたときの方法を統一的な手法として採用いたしました。その結果、例えば上水の価格で評価しますから、どうしても水道料金等で、かなり国によって価値が違う。それから、洪水防止機能もダムの代替で計算しますので、ダムの建設費などが国によってかなり違うということで、その辺はとりあえずまずやってみたという状況です。今後、ご指摘のあった点等は、今回の結果を精査しながら検討をしていきたいと思っております。

単純に足していいのかというご指摘も、とりあえず幾らあるか出してみようということをやってみた試みであるという状況ですので、またそれについても内容の精度を上げて精査していきたいと思っています。

○森野委員

たしか、学術会議が森林の多面的機能を評価したときには、それぞれの機能については足してはいけない、足さないという前提で、森林機能の貨幣換算をしていたのではないかという点を思い出したものですから、今ご質問させて頂いた次第です。

○林部会長

ほかによろしいですね。

(6) その他

新たな「食料・農業・農村基本計画」について

○林部会長

それでは、その他の2番目の新たな「食料・農業・農村基本計画」についてご説明願います。

○田中計画調整室長

資料6 をご覧下さい。最初に大臣談話を載せていますが、先ほど局長挨拶の中で、説明させて頂きましたので、3ページ、4ページをご覧下さい。前計画と新しい基本計画の対比表を載せてあります。右側に新しい基本計画の内容を記載していますが、今回、国家の最も基本的な責務として食料の安定供給を確保、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置付け、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を明記ということを踏まえて、6つの視点から政策の方向を検討したものです。

それから、次のページにありますように、平成32年度を目途として食料自給率を50%まで引き上げることを明記し、いろいろな食品の安全の問題がございますので、そういったことを明確にした。それから、ご案内のとおり戸別所得補償制度の創設、あるいは農業・農村の6次産業化の取り組みの後押しなどによって競争力のある経営体が育成・確保されるようにした。更に、バイオマスだとか地域ビジネスの展開を図るために、農業・農村の6次産業化の推進、それから集落機能の維持、地域資源・環境の保全を推進し、将来像を明確化するために、関係府省が一体となって、農山漁村活性化ビジョンを策定するというところで、全体の検討がなされたところです。

具体的には、5ページ以降に食料・農業・農村基本計画のポイントとしてまとめてありますが、時間が無いので省かせていただいて、8ページの、ゴシック体の囲み文字をご覧下さい。農業の持続的な発展に関する施策ということで、幾つか具体的な施策が書いてあります

が、戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整備、それから農業・農村の6次産業化等による所得の増大、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進、次のページに移って頂いて、4つ目が次の説明事項にも関連しておりますが、優良農地の確保と有効利用の推進ということで、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画の制度の検討。それから、新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化や、農振地域制度の拡充を図って適切な運営を図っていくというようなこと。更に、農地の集積とか、耕作放棄地の再生利用、農地情報の利活用、そういったことが記載されています。

また、7つ目には、農業農村整備事業について記載されていますけれども、生産力を支える重要な役割を担っているものの、より効率的・効果的な実施が求められているということで、施策体系や事業の仕組みを抜本的に見直ししようということで、1点目は基幹的水利施設の戦略的な保全管理、2点目は地域の裁量を生かした交付金制度の活用、それから食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進等を進めて新たな展開を推進していくということになっております。

次に9ページの、ゴシック体の囲み文字をご覧ください。農村振興に関連する政策ということで、農業・農村の6次産業化、先ほどご指摘頂いた水力、風力、太陽光といった再生可能エネルギーの活用もこの中に書いてあります。

それから、都市農村の交流、都市農業の振興、それから中山間地直接支払いですとか、農地・水・環境保全向上対策に関連して、集落機能の維持と地域資源・環境の保全、更には、先ほど申し上げた農山漁村活性化ビジョンの策定ということが具体的に書いてあります。

続いて、10ページの、ゴシック体の囲み文字をご覧ください。横断的に取り組む施策ということで、地球温暖化対策、知的財産、それから「農」を支える多様な連携軸の構築。団体の再編整備、最後には、総合的かつ計画的に推進するために、科学的・客観的な分析だとか、国民視点に立った政策決定プロセスの実現というようなことが記載されているものです。

今年の3月30日に閣議決定されたものですから、今後この基本計画に基づいて、具体的に各般の政策を進めて参りたいと考えております。

○林部会長

ありがとうございました。

この話題につきましては、忠委員からご発言があるとのことですよ。

○忠臨時委員

それでは、発言をさせていただきます。

失礼ながら、今日は、出席者限りということで資料をご用意させていただきました。

今、ご案内頂きましたように、今回の基本計画は大変すばらしく良くできているなど、私自身は考えておりますけれども、先ほど古口委員さんからもご発言がありましたように、これを計画どおり速やかに進めて頂くための財政措置というものも必要なのではないかなという事を考えております。

今日、お示ししました資料につきましては、私の住む新潟県内での現状です。最初のカラー刷りの写真が入っている資料は、新潟県土地改良連合会があるところに土地改良事業の意義というようなものをまとめて出したものでありますし、次に3月26日付の資料につきましては、新潟県の上越地区にあります関川土地改良区ですが、今回の予算に絡んでこのような影響がありますということをもとめたものであります。

もう1種類の資料の要請書につきましては、日付が4月1日付けになっておりますが、訂正させていただきますが、これはまだ正式には要請しておらない資料でして、ただ新潟県内の各農業者組織が一致してこのような意見を今後出していきたいということで準備しているものです。

平成19年度から始まりました農地・水・環境保全向上対策につきましては、先ほどの意

見にもありましたが、私どもの地域も確実に地域の農業者、あるいは地域に住んでいる方々の農村に対する意識の変化が表れてきております。ぜひ、こういった機会を捉えながら、今後とも財政措置を頂き、国民の皆様方にもご理解頂けるような、農村振興のあり方というのを土地改良事業の推進と併せて進めていって頂きたいというように考えてございます。

なお、資料につきましては、取扱注意の上、十分に地域の実情を酌んで頂き、今後の参考にしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○林部会長

ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局から説明いただいた内容と、ただ今、忠委員から説明いただきました。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

(6) その他

「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更について

○林部会長

最後になりますが、その他事項の3番目の「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更について、ご説明頂きます。

○坂本農村計画課長

お手元の資料6の をご覧頂きたいと思います。時間も押しているところですので、簡潔に説明させていただきます。私からは次回の本部会におきまして、ご議論を頂くことを予定しております基本指針につきましては、1ページに、改正の必要性を書いておりますが、委員の皆様方ご案内のとおり、昨年6月に、平成の農地制度改革ということで農地法と「農業振興地域の整備に関する法律」略して農振法と呼んでいますが、農振法が改正になりまして、昨年の12月15日から関係政省令、あるいは通知等を揃えまして施行いたしております。

3ページをご覧頂きたいと思いますが、昨年改正しました農振法の改正部分につきまして簡単にまとめてございます。一番上のところがございますように、今回の改正によりまして、農振法の中で国の農用地等の確保等に関する基本指針の中で、確保すべき農用地等の面積の目標を定める、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項を定める、といったことが追加されています。

一番上の箱の下にオレンジ色の枠囲みをしてありますが、この基本指針を定める際には、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くということになっております。戻って2ページに関連の法律の条文等を引用いたしておりますが、一番右側、農振法第3条の2第3項に、大臣がこの基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くという規定がございまして、2ページの一番左側、食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についてというところで、審議会の所掌事務を決めておりますが、そこで、本部会におきまして、農業振興地域の整備に関する法律の規定により審議会の権限に属された事項を処理するということが定められてございますので、基本指針を定めるに当たりまして、次回の部会に指針案を諮問させて頂きまして、ご議論を賜りたいと考えています。

恐縮ですが、1ページにお戻り頂きますと、先ほど申し上げましたようなことが1つ目の箱の中に書いてございます。なお、この基本指針につきましては、改正法の中で法施行から起算して6カ月を経過する日までに変更を行うということが求められていますので、2つ目の箱の中にございますが、今後私どもといたしましては、本日基本指針の変更の必要性等につきましてご説明させて頂きまして、その後パブリックコメント等を求めながら、基本指針の変更案を取りまとめて、来月の本部会に諮問をさせて頂いてご意見を賜った上で、6月中旬までに変更し、公表して参りたいと考えております。

なお、最後のページの4ページをご覧頂きますと、先ほども新しい基本計画の簡単な説明をさせて頂きましたけれども、その中で農地面積、これは農地の総面積でございますので、来月ご議論頂く農振法に基づく農用地区域内の農地面積とは異なるわけですが、確保する総面積につきましては、大臣の意欲的な思いをきちんと数字に表すということで、平成21年現在の農地面積461万ha、その10年後の平成32年時点で確保される農地面積461万haということで、減らさないという目標を立てさせて頂いております。その関係で、どこまで農用地区域内の農地面積を目標として設定するか、そういった点を鋭意検討いたしまして、来月諮問させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○林部会長

ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますか。

○松本委員

来月、諮問があるということで、それを待つことになるのでしょうけれども、農用地区域がコアな問題だと思えます。参考に全国トータルの農地面積が幾らだということよりも、地目別の面積はどのように設定されているのかということが、現場、都道府県とか市町村にとってどのような心構えで望むのかという観点から重要だと思えます。ぜひ、そのあたりご検討願いたいというのが一つです。

それから、これは6月中旬までに国の指針を完了して、その後ですか、県とか市町村のほうにおいてくるという形になりますね。スケジュール的にはどんな感じですか。

○坂本農村計画課長

ご質問のありました2点につきまして、ご説明させて頂きます。

まず、地目別というお話につきましては、どこまでできるか検討はいたしますけれども、来月の段階で、国の地目別をお示することは難しかりょうと思えます。と申しますのは、2点目のご質問に関係いたしますが、先ほど簡単に触れさせていただきました3ページの資料をご覧頂きますと、まず国が6月中旬までに（法施行6カ月を経過するまでに）基本指針を定めます。この基本指針に基づきまして、今度は都道府県が基本方針を6カ月以内に定めて頂くということになります。この都道府県が基本方針を定めます際に、市町村の農業振興地域整備計画等とも十分調整し、かつ国と県は、基本指針と各県の基本方針が整合のとれたものになるように協議、調整をしていくということになっています。

従いまして、スケジュールとしては、国は6月中旬まで、その半年後までに県が基本方針を定めます。それから、県の基本方針に基づいて市町村の整備計画が決まっていくという形になりますので、こういった状況を考えまして、地目別といった具体的話というのは、県と市町村、あるいは国と県の協議、調整の中で整理されていく性質のもので、来月の時点というのは難しいと考えます。

○松本委員

いずれは何となくではあるけれど、姿は見えてくるというふうに思っていてよろしいですか。

○坂本農村計画課長

はい。

○松本委員

それからもう一つ、平成21年現材の461万haと10年後の平成32年の461万ha、たまたま数字が同じなので、大変な思い入れのある数字だと思えます。現在、461万ヘクタールの農

地面積の中で、農用区域内の農地はどのくらいあるのですか。

○坂本農村計画課長

407万ヘクタールです。

○林部会長

よろしいですか。それでは他にございますか。

○古口委員

一つお願いがあるのですが、いつも座席表を頂くのですが、後から資料を読み返してみたときに、私ども委員の名前は入っているのですが、課長さん方のお名前が入ってないので、どなただったのかなと思うときがあります。ぜひ、課長さん方、局長さん方も差し支えなければお名前を入れて頂ければ、後で資料を見たときに、わかりやすいと思うので、よろしく願いいたします。これは、全部会にお願いいたします。

○林部会長

出席者一覧表は、皆さんには配付されていないのですね。

○田中計画調整室長

出席者一覧表は、お配りしていませんね。

○古口委員

座席表で結構です。

○田中計画調整室長

わかりました。次回からご要望のとおりにさせていただきます。

○林部会長

そのほかにご質問等がないようでしたら事務局にお返しします。

開 会

○田中計画調整室長

本日は、多くの議題につきましてご審議頂きまして誠にありがとうございました。

賜りましたご意見については、今後施策に活用していきたいと思っております。

先ほどお話ししましたように、次回の部会では「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更についてご審議頂くということでございまして、日程等の詳細につきましては、また追って事務局からご連絡させて頂きたいと思っております。

以上をもちまして、第1回の農業農村振興整備部会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

12時17分 閉会